

令和8年度山武市少年海外派遣支援事業実施要項

1. 目的

山武市の未来を担う少年を海外に派遣し、その自然・文化及び学校生活等を見聞させ、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成することを目的とする。

2. 主催

山武市少年海外派遣団

3. 共催

山武市教育委員会

4. 派遣先

ニュージーランド（オークランド他）、学校体験（パ克蘭ガ中学校）

5. 派遣期間

令和8年8月21日（金）～令和8年8月28日（金）【6泊8日】

6. 派遣人員

（1）山武市内に住所を有する中学2・3年生及び高校1年生の合計16名とする。

（2）引率者は2名とし、添乗員2名が同行する。

7. 派遣団

（1）この事業の実施にあたり、山武市少年海外派遣団を組織する。

（2）派遣団に団長1名及び随員1名を置く。

（3）派遣生は、団長の指揮のもとに団体行動をとるものとする。

8. 事業内容

（1）事前研修（4回実施予定）

事業の基礎知識（派遣先の内容、組織、現地状況）、言語等を事前に学習し、海外での研修活動を円滑に取り組めるようにする。

（2）現地研修

現地学校での体験学習（3日）、ホームステイ（5日）、社会文化見学等（ホームステイは、1名又は2名1組で宿泊予定）

（3）事後研修（1回実施予定）

現地での研修終了（帰国）後、報告書を作成し、研修の成果をまとめる。

（4）海外研修生受入研修（9月26日（土）～9月30日（水） 4泊5日）

9. 派遣生の募集

（1）募集期間 令和8年5月1日（金）～令和8年5月22日（金）

（2）事前説明会 日時：令和8年5月8日（金）午後7時から *保護者同伴
場所：山武市役所 第6・7会議室(会議室棟2階)

（3）募集条件

①山武市に住所を有する中学2・3年生及び高校1年生で、異文化交流及び国際的な学習に意欲を持つ、心身ともに健康な方

②海外研修生受入が可能な方（家庭）

③応募段階で事前・事後の研修に全て参加できる方

④事業の目的を理解し、積極的に行動できる方

⑤協調性に富み、研修計画に従って規律ある行動及び団体活動ができる方

⑥令和7年度以前に少年海外派遣支援事業に参加したことのない方

- ⑦同居の保護者（父母等）が令和8年3月31日納期限までの市税及び給食費の滞納（延滞金含む。）をしていないこと。

10. 申込方法

以下を募集期間中に山武市教育委員会生涯学習課へ提出する。

- ① 令和8年度山武市少年海外派遣事業参加申込書(様式1)
- ② 市税の滞納がないことの証明書(様式4)
- ③ 作文課題：「**海外派遣で学んだことをどのように活かしていきたいか**」
(400字詰め原稿用紙2枚程度)

※作文は手書きで作成すること。(パソコン等での作成は不可とする。)

- ④ ホームステイ受入家庭情報シート

※①、②及び④の様式は、市のホームページからダウンロードするか、生涯学習課の窓口に用意する。

11. 派遣生の決定

派遣団は、参加申し込みのあった者から面接を行い決定し、令和8年度山武市少年海外派遣事業参加決定（不決定）通知書（様式2）を申込者に通知する。

なお、作文及び面接選考審査の結果、12名に満たない場合は、実施を取りやめることがある。

*面接は、5月31日(日)に山武市教育委員会庁舎会議室にて実施する。

12. 派遣生としての決定後の書類

派遣生決定後以下の書類を提出するものとする。

- ① 令和8年度山武市少年海外派遣事業参加誓約書(様式3)
- ② 在学証明書(山武市立中学校在学者は不要)
- ③ 各校で実施した健康診断書の写し

13. 派遣生の事後の活動

派遣生は、依頼があった場合は市の主催行事に積極的に参加すること。

14. 参加者の取り消し

健康上若しくは不適當な事由が生じた場合は、派遣資格を取り消すものとする。

なお、本人の意思により辞退する場合は、辞退届を提出し、事業費の取消料は、本人が負担する。

15. 派遣生が負担する費用

派遣生は以下の費用について自己負担をする。

- (1) 参加者負担金 166,000円(1人あたり市補助金240,000円)

※但し、定員に満たない場合は負担金が増額となる場合がある。

※別途、燃料サーチャージ料を徴収する場合がある。

- (2) 旅券(パスポート)取得料
- (3) 海外旅行者傷害保険料(任意加入)
- (4) 旅行中の疾病又は事故による治療費、入院等本人の責に帰すべき費用
- (5) その他個人として要する費用

16. 補助金の対象となる経費

- (1) 事業に要する航空運賃、船賃、鉄道運賃、通行料金、バス料金、宿泊費(宿泊に伴う食費)及び雑費とし、1人当たり24万円を限度とする。

- (2) 雑費については、支度料、超過小荷物料金、洗濯代、電話料、渡航手続費用(旅券取得費、査証料、予防接種料、任意保険料)、その他個人的性質

の費用は含まない。

(3) 随行者に係る経費（食費を除く。）

17. 庶務

この事業の庶務は、教育部生涯学習課生涯学習係において行う。